

岩手県告示第516号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

平成28年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事業の種類

- (1) 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井地内から釜石市両石町第4地割地内まで及び同市片岸町第1地割地内から同県下閉伊郡山田町船越第2地割地内まで）並びにこれに伴う一般国道、県道、市道、町道、普通河川及び準用河川付替工事
- (2) 一般国道283号改築工事（釜石花巻道路・岩手県釜石市甲子町第13地割地内から同市甲子町第7地割地内まで及び遠野市上郷町平倉40地割地内から同市綾織町新里25地割地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

2 収用の手続を開始する起業地

- (1) 1(1)に係る事業 岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井、字上野及び字扇洞地内並びに岩手県釜石市唐丹町字上荒川、字荒川、字片岸、字小白浜、字桜峠及び字大曾根、甲子町第13地割並びに定内町四丁目及び二丁目地内
- (2) 1(2)に係る事業 岩手県釜石市甲子町第13地割、第10地割、第9地割、第8地割及び第7地割、定内町四丁目並びに野田町二丁目地内

3 使用の手続を開始する起業地

- (1) 1(1)に係る事業 岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井、字上野及び字扇洞地内並びに岩手県釜石市唐丹町字上荒川、字荒川、字片岸、字小白浜、字桜峠及び字大曾根、甲子町第13地割並びに定内町四丁目及び二丁目地内
- (2) 1(2)に係る事業 岩手県釜石市甲子町第13地割、第10地割、第9地割、第8地割及び第7地割、定内町四丁目並びに野田町二丁目地内

4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 大船渡市役所及び釜石市役所